

南相馬市監査委員公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月27日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

令和 5 年 度

財政援助団体監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の期間	2
6	監査の結果	2
	書類審査の結果	3
	抽出団体監査の結果	5
	一般社団法人南相馬パブリックトラスト	5
	南相馬市食生活改善推進協議会	8
	東日本電化工業株式会社	10

# 監査結果報告書

## 1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象

令和4年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等

## 3 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりです。

項 目		着 眼 点
団体関係	1 財政援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に成果をあげているか。 補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 補助金等の額の確定、精算は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 会計処理上の責任体制が確立されているか。
所管課所関係		補助金等の決定は法令等に適合しているか。 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。 補助金等の交付目的、対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等により行われているか。 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。 補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

## 4 監査の主な実施内容

### 補助金、交付金、利子補給金等すべてを対象とした書類審査

令和4年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて審査を行いました。

### 抽出団体監査

上記の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて詳細に監査を行いました。

## 5 監査の期間

令和5年9月26日～令和5年11月24日

## 6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

### 4 - すべてを対象とした書類審査の結果

補助金等による財政的援助の状況

令和4年度において、補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で11,656件、総額で3,725,595,574円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが3,658件(総件数に占める割合31.4%)、10万円～50万円未満のものが7,252件(同62.2%)、50万円～100万円未満のものが230件(同2.0%)、100万円～500万円未満のものが398件(同3.4%)、500万円～1,000万円未満のものが40件(同0.3%)、1,000万円以上のものが78件(同0.7%)でした。

## 書類審査の結果

### 専決処理を適正に行うべきもの

下記に記載した事業について専決区分に誤りがありました。今後は財務規則を確認し、適正に処理するようにしてください。

指導事項等	補助金等の名称	担当課
交付決定の際、副市長専決（500万円以上）の決裁を得ていなかったもの	放課後児童健全育成事業費補助金	こども家庭課
交付決定の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	ロボット実証実験支援事業助成金	商工労政課
	外国人雇用事業者支援事業補助金	商工労政課
	ため池整備事業補助金	農林整備課
額の変更の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	こども家庭課
額の確定通知の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	共同墓地環境整備事業補助金	生活環境課
	地域猫活動事業補助金	生活環境課
	レクリエーション協会運営事業補助金	スポーツ推進課
	ため池整備事業補助金	農林整備課
交付決定において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	交通・運輸事業者緊急支援金	企画課
	市外就職希望者就職活動支援事業助成金	商工労政課
	外国人雇用事業者支援事業補助金	商工労政課
	土砂災害復旧工事支援助成金	都市計画課
額の変更において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	私立幼稚園預かり保育園児の保護者に対する助成金	こども育成課
	ロボット産業協議会運営費補助金	商工労政課
額の確定通知において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	生活路線バス運行維持対策事業補助金	企画課
	小高区野馬追執行委員会事業補助金	観光交流課
	有害鳥獣被害防止総合対策事業補助金	農政課
	生涯学習講演会開催事業補助金	生涯学習課

## **交付要綱に基づき、適正に処理すべきもの**

下記に記載した事業について補助金交付額に誤りがありました。補助金交付決定にあたっては、慎重に審査のうえ適正な事務処理をしてください。

なお、過大に交付した分については、返還を求めるよう適正に処理してください。

ア 補助対象外経費である食糧費を、補助対象経費として交付していたもの。  
**魅力ある職場づくり事業補助金((福)南相馬福祉会) 担当課:商工労政課**

イ 個人からの申請を重複して受け付けてしまったことで、二重に補助金を交付していたもの。

**一部損壊住宅等修理支援事業補助金(2件) 担当課:建築住宅課**

補助金等の交付については、地方自治法232条の2の規定により、公益上必要があると認められた場合において補助することができるものと規定されています。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管課の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い適正に対処してください。

また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助交付団体との連携及び指導にも注力し、補助金等の成果向上につながるよう検証をしてください。

## 抽出団体監査の結果

### 一般社団法人南相馬パブリックトラスト

#### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所 管 課 名	コミュニティ推進課
1. 補助金等の名称	・南相馬市まちづくり市民活動団体支援事業補助金(南相馬市市民活動サポートセンター運営事業) ・南相馬市市民活動サポートセンター建物及び駐車場借上げに係る負担金
2. 交付団体名	一般社団法人南相馬パブリックトラスト
3. 対象事業の目的	『人と人が支え合う市民がくらしやすいまちづくりを目指す』を理念とし、『南相馬市民の自主的で公益的な市民活動を支援し、市民と行政が協働するまちづくりを推進する』ことを目的として設置された南相馬市市民活動サポートセンターの運営。
4. 対象事業の内容	市民活動の情報収集と提供。 市民活動の学習、研修の機会提供。 市民活動やボランティア活動の相談。 市民、企業、行政との連携及び交流の推進。 市民活動のための施設、設備の提供。 センターに登録された会員情報の管理および公開。 前各号に掲げるほか、目的を達成するために必要な事業。
5. 補助金等の交付目的	まちづくり市民活動団体の育成支援及びネットワーク化を図り、公益活動を推進するため、中間支援組織である市民活動サポートセンターの運営に対し、補助金を交付する。
6. 補助金等効果	南相馬市民が社会参加しやすい環境整備と、活動団体の情報発信や組織強化の支援を通じて、市民活動の活性化が図られた。
7. 支出根拠法令名	南相馬市補助金交付要綱
8. 交付補助金額	17,402,000円(補助金15,482,000円/負担金1,920,000円)

#### イ 収支決算の状況

##### 収 入

(単位：円)

項 目	補助金申請時 予算額	決算報告時 予算額 ( a )	決算額 ( b )	比較増減 ( b - a )	備 考
負 担 金	1,920,000	1,920,000	1,920,000	0	
補 助 金	15,482,000	15,482,000	15,482,000	0	
使 用 料	150,000	150,000	109,900	40,100	
雑 収 入	48,000	48,000	188,561	140,561	
補助対象経費合計	17,600,000	17,600,000	17,700,461	100,461	
その他(自己資金)	-	0	1,492,271	1,492,271	補助対象外経費

19,192,732



## 支 出

(単位：円)

項 目	補助金申請時 予算額	決算報告時 予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備 考
人件費	10,595,671	10,595,671	12,746,761	2,151,090	
事務局長	2,880,000	2,880,000	2,453,129	426,871	
事務局長補佐	2,400,000	2,400,000	1,752,100	647,900	
事務局員	2,970,000	2,970,000	4,665,372	1,695,372	
通勤手当	420,000	420,000	291,535	128,465	
残業代	125,671	125,671	1,873,368	1,747,697	
法定福利費	1,800,000	1,800,000	1,711,257	88,743	
使用料	2,270,472	2,270,472	2,263,302	7,170	
建物賃借料	1,920,000	1,920,000	1,920,000	0	
駐車場チケット	150,000	150,000	140,000	10,000	
コピー機等借上料	200,472	200,472	203,302	2,830	
管理費	3,174,358	3,174,358	3,208,133	33,775	
負担金	70,000	70,000	70,000	0	
維持管理消耗品	650,000	650,000	492,352	157,648	
コピー使用料	193,200	193,200	235,939	42,739	
水道光熱費	566,000	566,000	514,230	51,770	
通信運搬費	280,000	280,000	329,509	49,509	
新聞図書費	100,000	100,000	81,201	18,799	
保険料	36,880	36,880	36,220	660	
備品費・修繕費	200,000	200,000	213,081	13,081	
雑費	40,000	40,000	24,277	15,723	
管理交通費	135,000	135,000	297,200	162,200	
労務管理費	358,800	358,800	363,790	4,990	
スタッフ研修	210,000	210,000	243,786	33,786	
ソフトウェア保守管理費	32,400	32,400	33,000	600	
広報費	272,078	272,078	273,548	1,470	
会議費	30,000	30,000	0	30,000	
事業費	1,383,050	1,383,050	974,536	408,514	
講演・セミナー開催	75,250	55,000	0	55,000	
サポセンフェス開催	250,000	245,500	258,900	13,400	
会員団体向け交流会	123,500	123,500	101,696	21,804	
サポセンニュースの発行	524,400	486,600	422,400	64,200	
イベント・助成金情報の発行	183,900	162,300	0	162,300	
各団体の情報収集・発信事業	108,000	7,000	7,000	0	
登録団体相談訪問サポート事業	108,000	0	0	0	
ボランティアコーディネート事業	10,000	10,000	0	10,000	
事業交通費	-	293,150	184,540	108,610	
予備費	176,449	176,449	0	176,449	
合 計	17,600,000	17,600,000	19,192,732	1,592,732	

収入支出差引残額

0 円

## ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、補助金交付額に変更は及ぼさないものの、下記の事項について指導事項とします。

指導事項		対象外経費等 (円)
実績報告書及び収支報告書について		
1	補助金申請時の予算額と実績報告時の予算額に相違がありました。今後は適正な報告書の作成をしてください。	-
2	超過勤務手当額算出の割合に誤りがありました。今後は規定にのっとった算出をしてください。	113,364
3	本事業以外の補助事業に係る経費の支出がありました。今後は適正な経理をしてください。	14,704
4	事業交通費や超過勤務手当の二重払等の支出がありました。今後は適正な経理をしてください。	32,586
支出の根拠が明確でなかったことから補助対象外としたものについて		
5	管理費のうち労務管理費として月額2万円の支出がありましたが、人件費や、管理交通費においても労務管理費として支出があったため、月額2万円の労務管理費は対象外としました。	240,000
6	午後からの研修に対し、前泊で宿泊費及び全日当2日分を支出していたものがありました。今後は適正な管理をしてください。	41,913
週休日（休日）における勤務の考え方について		
7	研修のため休日に出張がありました。この出張は正規の勤務時間を勤務したものとみなすべきですので、休日出勤手当は対象外としました。今後は週休日の振替等で対応してください。	77,683
7件		520,250

補助金の額の確定に当たっては、南相馬市補助金等の交付等に関する規則第10条及び第11条の規定に基づき、補助事業が適切に遂行されているか、補助金が他の目的に使用されていないかについて、事業報告書、予算書、決算書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、厳正な確認及び審査が必要です。所管課においては、団体に対し、適正な事務処理となるよう指導をしてください。

また、市は、特定の事業、団体等を育成、助長するために公益上必要がある場合、補助金交付要綱等を定め、予算の範囲内で当該事務事業を行うものに対し、補助金を交付しています。公益性のある効果的な事業を計画するとともに、本事業が広く市民へ還元されるよう努めてください。

## 南相馬市食生活改善推進協議会

### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	健康づくり課
1. 補助金等の名称	南相馬市食生活改善推進事業補助金
2. 交付団体名	南相馬市食生活改善推進協議会
3. 対象事業の目的	食育に関する事業を実施し、市民の健康保持増進を図る。
4. 対象事業の内容	食育に関する事業 食生活改善に関する普及啓発 食生活改善に関する講習会及び研修会等の開催 食の伝承に関する事業
5. 補助金等の交付目的	市民の健康保持及び増進の強化を図るため、食育の推進を目的とした食生活改善の普及啓発等の実践活動を行う団体が実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
6. 補助金等効果	食生活改善推進協議会の会員(44名)は、市の食生活改善推進員養成講座の受講者で基礎的な食の知識を身に付けている。研修会を通して食について継続して学び、学んだことを市民の立場で普及している。地域における食のリーダーとしての役割を担い、食育の推進、生活習慣病予防など広く活動を行っている。
7. 支出根拠法令名	南相馬市食生活改善推進事業補助金交付要綱
8. 交付補助金額	300,000円

### イ 収支決算の状況

#### 収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 費	88,000	88,000	0	2,000円×44人
補 助 金 ( )	300,000	300,000	0	
委 託 金	20,000	11,800	8,200	県委託事業費
事 業 参 加 費	10,000	7,500	2,500	
雑 収 入	45	1	44	預金利子
繰 越 金	63,955	63,955	0	
合 計	482,000	471,256	10,744	

## 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 議 費	10,000	3,370	6,630	役員会
研 修 会 費	80,000	61,247	18,753	会員研修 補助金対象 (原材料費、消耗品費)
活 動 費	220,000	250,614	30,614	自主活動 補助金対象 (印刷製本費、消耗品費)
事 務 費	40,000	1,848	38,152	事務用消耗品
通 信 費	50,000	13,524	36,476	通知用切手、はがき代
保 険 料	19,000	17,930	1,070	ボランティア保険料 400円×44人+振込手数料
負 担 金	49,000	48,530	470	県・相双地区負担金
予 備 費	14,000	0	14,000	
合 計	482,000	397,063	84,937	

収入支出差引残額 74,193 円



## 監査精査後

## 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	監査精算額	備 考
原 材 料 費	90,000	71,968	71,768	200円誤り
印 刷 製 本 費	100,000	124,990	124,990	
消 耗 品 費	110,000	109,255	109,255	
食 糧 費	-	5,648	0	補助対象外経費
	300,000	311,861	306,013	

## ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、補助金交付額に変更は及ばさないものの、補助対象外経費である食糧費が含まれていました。また、支出伝票の支出額と、領収書の額に相違がありましたので、収支決算においては、関係帳票等との突合を行い適正な審査をしてください。

また、事業報告書の作成にあたっては、南相馬市食生活改善推進事業補助金交付要綱別表(第2条関係)の補助対象経費の区分項目により、事業報告書を作成してください。

## 東日本電化工業株式会社

### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	商工労政課
1. 補助金等の名称	南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金
2. 交付団体名	東日本電化工業株式会社
3. 対象事業の目的	働きやすい環境づくり及び労働環境の改善
4. 対象事業の内容	就労やりがい創出事業: 社会保険労務士を講師としたハラスメントセミナーの実施。 労働環境整備事業: 休憩室・更衣室増設工事
5. 補助金等の交付目的	市内企業で働く労働者の定着を図るため、労務管理研修及び人材育成に伴う資格取得支援、休憩所の設置や事務所のバリアフリー化など、働きやすく魅力的な職場づくりに取り組む市内事業者や自社の魅力を積極的に情報発信する事業者に対し、補助金を交付する。
6. 補助金等効果	ハラスメントへの正しい理解が図られたことで、働きやすい環境づくりに寄与した。 休憩室、更衣室が広がったことで、従業員の福利厚生の実感が図られた。
7. 支出根拠法令名	南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金交付要綱
8. 交付補助金額	1,019,000 円

### イ 収支決算の状況

#### 収 入

(単位: 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	19,000	19,000	0	ハラスメント防止セミナー
自 己 資 金	19,000	19,000	0	
市 補 助 金	1,000,000	1,000,000	0	休憩室・更衣室増築工事
自 己 資 金	3,983,000	3,983,000	0	
合 計	5,021,000	5,021,000	0	

#### 支 出

(単位: 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
就 業 者 や り が い 創 出 事 業	38,000	38,000	0	ハラスメント防止セミナー
労 働 環 境 整 備 事 業	4,983,000	4,983,000	0	休憩室・更衣室増築工事
合 計	5,021,000	5,021,000	0	

収入支出差引残額

0 円

ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。